

〈依頼論文〉

アーレントの「世界愛 (Amor Mundi)」から照射する
東北アジアの和解の条件

——「慰安婦」問題の解決に向けてのシンポジウムを企画して——

志 水 紀 代 子

はじめに

この原稿が活字になっている頃には、現在その開催準備の最終段階にある「慰安婦」問題の解決にむけてのシンポジウム(日時：二〇一二年三月一〇日 会場：同志社大学今出川キャンパス 明徳館M1教室)は終わっているはずである。どのようなシンポジウムになったかについては、最後の注28を参照して頂ければと思う。

このシンポジウムは、科研C(課題番号 21510296)(平成二一年度―二三年度)「アーレントの「世界愛」から照射する東北アジアの和解の条件」の最終のまとめとして企画されたもので、言わば筆者がこれまでに関わってきたことの集大成ともいえる。

企画の趣旨はおよそ次のとおりである。

東北アジアは、第二次大戦以降、未だに分断国家が二世紀に持ち越された唯一の地域として世界からその動向が注目されている。日本はそのような状況と決して無関係ではないにも拘わらず、北朝鮮とは国交が回復しておらず、韓国とも、不十分だと指摘される一九六五年の日韓協定を盾にして、一貫して「慰安婦問題」について法的責任を取ってこなかった。

近年、アメリカ、カナダ、オランダ、EUから、また国連の自由権規約委員会からも、その責任を果たすことの勧告を受けている。戦後の世界に誇る平和憲法のもとで、前文に書かれた文言は、ドイツが国是としてきた「過去の克

服」にも匹敵する重要な決意表明だが、東西冷戦下の政治的な状況のもとで、残念ながら、近隣の諸国にそれを認めてもらえるような積極的な行動をとってきたとは言いがたく、年老いて亡くなつていく被害者の人権救済を願う悲痛な声が聞き届けられることはなかった。

この間に二〇〇二年以降爆発的な韓流ブームが起こり、多くの日本の女性たちが韓国に関心を持ち、韓国文化やハングルの勉強をして、国内のコリアタウンに出かける感覚で韓国に旅行するような状況になってきているが、二一世紀に巻き起こったこの大きな大衆文化の潮流も、東北アジアにおける政治的・歴史的な認識の溝を、なお埋めてはいない。

だが、潜在的な平和希求の願いを掘り起こし、世界にむけてその力を発揮し、東北アジアの不測の事態を避けることは不可能だろうか。どうすればそれを可能にできるだろうか。

高齢化していく被害女性の名誉回復や賠償をめぐる、現実には展開されてきた一つの政治的な運動に関わってきて、なおその運動が目的を達成できないでいる不条理な状況を振り返りつつ、その後に展開されたいくつかの運動をヒントにしなから、アーレントの世界愛をベースに、今後に向けての新たな視点を提示できればと思ひ、これまでこの問題に関わってこられた方々に、それぞれの立場から意見

を出していただく議論の場を設けることを企画した。それに関わってこられた事情を理解し、互いの意見を大事にしつつ、東北アジアの和解に向け、いま何が必要か？ について、建設的な討議をしていきたい（シンポジウム企画趣意書より）。

ところで、趣意書に述べているように、今回のシンポジウムの基本になっているのが、アーレントの「世界愛」である。ここでは主に、この「世界愛」について筆者自身が理解してきたことから先に述べていきたい。

一 アーレントの「世界愛」

ハンナ・アーレント (Hannah Arendt, 1906-1975) は、一九五五年八月六日付けのヤスパースへの手紙のなかで、「今回は、広い世界をあなたにお届けしたいのです。やっとのことで、本当に最近になって、わたしは世界を心より愛しはじめました。今ようやく、世界を愛することができるのです。感謝の気持ちから、今度の政治理論に関するわたしの作品を「世界への愛 Amor Mundi」と呼びたいと考えています」と述べている。そしてこのとき執筆中で後に世に送られたのが、『人間の条件』(The human condition, University of Chicago Press, 1958) である。

ここにはアーレントが第三帝国時代に自ら体験した強制収容所の過酷な人間性剥奪の実態や、絶滅収容所の見聞をもとに、強い倫理観をもって、二度とこのようなことを人類が引き起こしてはならないとの信念をもって書き著した『全体主義の起原』(The Origins of Totalitarianism, 1951)のあと、彼女が新たな決意・決断でもって再出発したことが読み取れる。生活の全領域を一貫して否認する全体主義を人々が経験したあと、自由を政治から分離しようとする方向に傾斜していた第二次大戦後の社会や人々の傾向に逆らって、あえて自由を政治へと結びつけようとしたアーレントのこのような発想の原点について、近年アウグステイヌスの影響について言及されることが多くなってきた。先ずそのことに触れておきたい。

初期の博士論文『アウグステイヌスの愛の概念』⁽³⁾の豊かさ

岡野八代は、『人間の条件と物語論の接点』(立命館法学二〇〇〇年六号(二七四号))で、「ミッシング・リンクとしてのアウグステイヌス」を取り上げ、アウグステイヌスがアーレントに与えた影響がいかに甚大であったかを次のように述べている。

アーレントが少なくともホロコースト以後、アウグステイヌスが直面していた伝統との断絶と自らの体験を重ねて考えていることは確かである。⁽⁴⁾さらに、ヤングブルーエルの伝記によれば、すでに一九二六年の段階でアーレント

は、シオニストであるブルーメンフェルトと出会っており、「学位論文を書きながらハンナ・アーレントが学んだこと——書物からではなく生きることから学んだこと——は、彼女が生まれによってユダヤ人であるということであった」⁽⁵⁾(強調—引用者〔岡野〕)。

アウグステイヌスが「伝統と宗教の喪失」という危機に直面したとき、かれにとって「わたしは誰か」が問題となったように、アーレントにとってもまた「わたしは誰か」が問題となった。そして、「わたしは誰か」という問いは、世界とのかかわりが自明でない者に突きつけられる問いである以上、世界とのかかわり、世界に対する態度においてのみ答えが見いだせる問いなのだ。(中略)

新しく合衆国で出版された『愛の概念』のなかで、アウグステイヌスとの対話をつうじアーレントが何を見い出そうとしていたのかについては、新生 natality という概念を中心にアーレントのテキストを再構成したポウエンムーアのつぎの言葉が最もよく表現し得ている。「世界への愛 Amor Mundi」という立場からすれば、ひとが新しく生まれ来ることへの愛を表明することは、個人主義的でも、他者から孤立しているわけでもない。むしろ、……もし世界があなたに敵対しているならば、新生への愛は世界への愛なのだ」⁽⁶⁾(強調—引用者〔岡野〕)。

『アウグスティヌスの愛の概念』（みすず書房、二〇二二年）を翻訳出版した千葉眞は、一九二九年にアーレントが二三歳の時に出版したこの書が、後の彼女の政治思想の展開の豊かな基盤となっていることについて、次のように解説する。

『アウグスティヌスの愛の概念』（一九二八年提出、一九二九年出版）は、これまでその意義について妥当な評価と理解が十分になされないう傾向にあった。しかし、この最初の著作とそこで展開された「始まり」や「出生」といった概念が、後の彼女の政治思想の展開において少なからざる役割を果たしたことが、近年では明らかにされている。

とりわけ、本書における隣人の「有意性」に関するアーレントの一貫した問いかけは、第II期以降にみられる人々の協力関係、関係の網の目、共同行為の強調へと繋がっていくものであった。さらに神学的な隣人愛の概念ではなく、創造神話（アダムへの言及）に依拠しつつも、神学的ではなく歴史的・社会的な人類の共通の「起源」とその「世界」および人々の具体的な「社会生活」を重視する論点視点は、後の彼女の現象学的な「複数性」の思想を構成していく土台となる（強調―引用者）。

しかし千葉は他方で、アーレントの愛が世界に全てを委ねる

ことはできないため常に間接性をもつことをも指摘している。⁽⁸⁾ここで要請されるのは、千葉の指摘する間接性としての愛、そして先述した岡野の「世界に敵対する態度」としての愛、これらがいかにして「世界愛」になるのかを説明する視点である。

阿部里加は、隣人愛の有意性への問いが、世界や他者と同時に自己に向けて発せられているという点に着目したうえで、さらに、自己へ問うことの意味を倫理的視点から論及している。⁽⁹⁾阿部はここで、アーレントが、愛に関するアウグスティヌスのあらゆる見解に隣人愛の問題が含まれているとして、隣人愛を表す「あなたはあなた自身を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」という言葉が意味するものをめぐって、「アウグスティヌスにとつての根源的な関心は、隣人や他者への問いが同時に「自分自身へと向けられている問いである」ということであった」と結論づける（強調―引用者）。

また阿部は、非常に重要なこととして、「享受と使用の対象である世界の二重性」をあげる。世界は天と地を意味するだけでなく、そこに住む住民をも表し、世界を愛する人々も世界と呼ばれる。地上の、この世界（die Welt als irdische）は世界を愛する人々（directores mundi）、つまり、人々と彼らの愛するものによって構成されているのである。そして、「愛の最終的な目的は、この世界に従属して存在するか、もしくは永遠における存在、つまりすべての行為から解放された安らかな享受か⁽¹¹⁾のいずれかである」としている。そして次のように述べる。

では、愛は最終的には、この世界に従属して存在することと、安らかな享受のいずれを目的として選ぶのか。……私見によれば、アーレントはここでも前者のみならず後者をも選んでいる。というのも、この世界に従属して存在することと永遠の享受はベクトルの異なる動きではあるものの、まさに「隣人の有意性への問い」においては双方が同時に目的となりうるからである。⁽¹²⁾

さらに「アウグスティヌスにおいてこの同時性は、これまで述べてきた永遠への愛や欲望としての愛とは異なる、秩序付ける愛 (affectio) により説明されている」という。

この秩序付ける愛は、人間を世界の内に存在させ、世界と同時に自己へと向わせる力であり、世界に対する責任 (Schuld) を人間に自覚させる。アーレントによれば、世界から離れること (Entfremdung) は、「この世界に抵抗することで、この世界と間接的に関わることを自覚」させ、「自らの存在に対する自覚 (Selbstverständlichkeit)」をもたらす。⁽¹⁴⁾

アーレントが立てた隣人の有意性への問い (der Frage nach der Relevanz des Nachsten) とは、隣人や他者を愛する際に「自己」においてはいかなるプロセスが踏まれているのかという問いであり、そのプロセスとして繰り返し論じられているのが「自己への回帰」や「自己否定」である。これらは私的なもの「否定性」との関わりにおいて注目される(強調引用者)。⁽¹⁵⁾

以上見てきたように、こうした最近のアウグスティヌスの研究成果を踏まえながら、アーレントの「世界愛」を考えると、改めて、これまで不可解、あるいは難解だとされてきた彼女の愛が、実は倫理性に裏打ちされたカント的な人間愛をも包摂しつつ、さらに深みと含みのある、より人間的な愛であったことに思い至る。それはハイデガーとの間の「近さと遠さ」にも通底するものであり、ヤスパースとの往復書簡の行間からも彷彿としてくるものである。

そして実際に彼女がその「世界愛」を体現したのがレッシング賞受賞時のパフォーマンスだったのではないかと考える。この場で彼女が示したパフォーマンスは、ヤスパースをすら戸惑わせ、⁽¹⁶⁾多くの聴衆には受け入れ難かったものではあったであろうが、実践活動をする今日のわれわれにとっては大きなヒントになりうるものであった。筆者はここに、「和解」の鍵があると考えたのである。以下においてそのことを明らかにしたい。

『暗い時代』の人間性——レッシング賞受賞時に見せたアーレントの友愛

アーレントは、『暗い時代の人々』(Men in Dark Times, [1968])と題して、悪夢のような狂気の時代——二〇世紀を共に生きたローザ・ルクセンブルクやカール・ヤスパース、アイザック・ディーネセン、ヘルマン・ブロッホ、ヴァルター・ベンヤミン、ベルトルト・ブレヒトラ——一人の評伝を書いているが、

その中で、「暗い時代の人間性」という副題がつけられた冒頭の「レッシング考」だけは例外で、彼は一八世紀の思想家である。

このレッシング論文は、もともと彼女が一九五九年にハンブルク自由市で、レッシングにちなんだ賞を受賞した時の受賞演説がもとになっている。レッシング賞を受賞したことに応えて彼女が述べるこの講演内容は、いささか難解ながら示唆に富んでいて、この書を訳した阿部斉氏は、「……彼女がレッシングの中に見出すのは、「真理」を犠牲にしても「友情」を保持しようという態度であり、公的領域の光が世界を照らさなくなつた暗黒の時代には、こうした態度の持つ意味が再発見されなければならぬ……本書全体の序論として読まれるべきものである」とあとがきに記している。⁽¹⁷⁾

アーレントは、わたしたちが「世界」との関わりと（世界のなかの）人間に対する信頼を失うことなく、なお真理を追究していくためには、どのような視点に立って人々と関わっていくことが必要かを問題にする。彼女はここで、自らがレッシング賞を受賞することにどのような意味があるのか、また世界とどのような関わりをもつことになるかについて、次のように述べている。

（受賞の）そうした名誉は、世界に対して表明すべき謝意を強く想起させるだけでなく、我々を極めて強く世界に

対して義務づける。我々は常にそうした名誉を拒否できるが故に、それを受諾することで、世界内部での自分の立場を強化するだけでなく、世界とのある種の関わりあいをも受け入れることになる。⁽¹⁸⁾

しかしながら今日の状況は、実際には名誉が我々に課し、その存在が強調するような、公的に表れるものと和合することほど承認されたいものはない。そして西欧諸国に住む多くの人々が「古代世界の没落以来、〈政治からの自由〉を基本的自由の一つとみなすようになっており、この自由を行使して世界と世界内部での義務から逃避してきた」のである。また、こうした逃避によって、「……個人とその仲間との間に形成されたはずの、独特の価値を持ち、他のものによっては償うことのできない人と人との間の関係としての世界」が失われることをアーレントは指摘している。⁽¹⁹⁾

アーレントは世界に対するレッシングの態度について、「肯定的でも否定的でもなく、徹底して批判的であり、その時代の公的領域に対しては、完全に革命的」で、しかしそれは、「世界に自己の存在を負い乍ら、同時に世界の確実な基盤を決して放置しようとはせず、また極端に感傷的なユートピア主義にも決して赴こうとはしない」と説明する。⁽²⁰⁾

しかもレッシングは「彼の住んだ世界と決して和解しようとしなかった」のであり、その点で彼は、「普通の意味での寛容

(tolerance)とはほとんど無縁」であり、常に論争的であった。

ミネソタ大学のリサ・J・ディッシュは、アーレントのこのいささか難解なレッシング解釈について、次のように説明している。

……アーレントが述べるに、レッシングにとつて真理とは、「言説によつて人間化」されない限り、つまり「多くの声が存在し、各人が何を「真理とみなす」のかについての言明が、人々を結びつけると同時に分離しており、世界を共に構成している人々のあいだに事実としてある距離を確立しているような場」における異議の存在する論議によつて人間化されない限り、なにもものも政治にもたらさない。⁽²¹⁾

アーレントがレッシングから学んだのは、暗い時代の問題性を、原理的には光の喪失ではなく、それを通じて光が公的領域に届くような「人々の間の空間」の閉塞として解することである。それゆえ暗い時代の人間性の課題とは、普通の道徳的枠組みを再構築することで光を復興することではなく、「用心深い加担 (vigilant partisanship)」を実践することであつて、「常に世界の側に立ち、いかなる時代においても、世界の中での立場においてあらゆるものを判断すること」を要請している。抵抗のための「単純な原則」を補足しているこの用心深い加担は、いかにして或る関心 (Inter-est) を構築するかという問いへの彼女なりの答え

である。

そして関心は、共通の真理や、共有されたアイデンティティではなく、政治的事実に従つて測定される⁽²²⁾ (強調引用者)。

ディッシュは、アーレントが、このレッシング賞受賞の場を、かかる「用心深い加担」の実践を擁護するだけでなく、まさにその加担を上演する場としても利用していることを明らかにする。つまり「授与者側は、アーレントを祖国に呼び戻し、またレッシングの継承者と位置づけることで、ドイツを啓蒙的ヒューマニズムと同一視することを望んだ」かのようであるが、他方アーレントは、このような素振りに出会うとき、彼らが彼女を演説のために招いたその立場がいかに不可解なものであるかを示すことによつて、聴衆を困惑に貶めようとするのである。

すなわち、「彼女 (アーレント) は、ドイツ人論争家の名を冠した賞を受ける名譽を与えられた、しかもヒューマニスト的普遍主義を批判するドイツ系ユダヤ人女性である」と。アーレントは、自らに与えられたアイデンティティにおいて抵抗することによつて、受賞を拒否することなくそれに反駁しようとするのである。

彼女は先ず聴衆に、彼女 (アーレント) と彼ら聴衆がドイツの再建という世界的な出来事に対して決して同じように関わっていないことを気づかせることで、次いで「古い真理」を再

び持ち出そうとするノスタルジックな願望——それは彼女が決して共有できない自画自賛的な利害心 (interest) である——を、関心 (interest) に変えようとしているのである。その関心というのは、「暗い時代の人間性」という問いかけによって、公的領域に光を招き入れようとする彼女と彼らが共有する責任にほかならない」(強調—引用者)。

『ハンナ・アーレント——伝えることの人間学』(世界思想社、二〇一〇年)を著した亀喜信は、彼女の「世界への愛」について、アウグスティヌスの愛に倣いつつも、それは儂い人間の生を自覚して「神を介して隣人を愛する」のではなく、彼女は、人間の生きる「世界」を「人々が自由な存在として交わり、互いの存在を肯定し、過去を受け継ぐことによって成り立つ」と考えていると指摘する。彼女の愛は「自由な存在である限りの人間の呼びかけに応じることであり、人を直接に愛すること」である。先に岡野が指摘していることであるが、亀喜もまた「人間は罪を背負って生まれてくるのではなく、人間が生まれるということは新たな始まり」にほかならないとして、このことについてさらに次のように強調する。

人間の間に区別を設け、異なる存在を「敵」と見なし絶滅しようとすることは、根源悪である。しかしそれが悪なのは、すべての人間が等しく神の被造物であるからではなく、すべての人間が等しく自由な存在として生まれるか

らである。ロナルド・ベイナーの言うとおり、アーレントはアウグスティヌスに対して、「世界を愛することは無益ではない」と答えたのであると(強調—引用者)。

確かに先の論文で岡野が指摘していることだが、アーレントの論点には内在する矛盾がみられる。ここで、「世界への愛」を、亀喜の「自由な存在である限りの人間の呼びかけに応じることであり、人を直接に愛すること」とするならば、さらに阿部が指摘するように、人を直接に愛することの前提には、自己を愛すること(自己肯定・自己探究・自己吟味)があることがより重要である。

筆者はこのアーレントの「世界への愛 Amor Mundi」をベースにしながら、今日の難問のひとつである「慰安婦問題」の解決の道筋を探って見たいと考えてきた。

まず、慰安婦問題とは何か? 次いで、国民基金の専務理事としてこの問題の解決に関わり、今回このシンポジウムの趣旨を理解し、呼びかけに対して参加することを承諾した和田春樹氏が、実際にどのように関わり、いまそれをどのように総括しているかを、レジュメを基に紹介したい。

二 「慰安婦」問題とは何か?

山下英愛がその著『ナショナリズムの狭間から』で、その全

体像について簡潔かつ明快に以下のように解説している。

日本軍「慰安婦」とは、一九三一年に始まった「アジア・太平洋戦争」中に日本軍兵士の性欲処理のために設置された「慰安所」で、兵士の性的行為の相手をさせられた女性たちのことをいう。後述するように、「慰安婦」として働かされたのは日本人をはじめ、朝鮮人、台湾人、中国人、フィリピン人、インドネシア人、オランダ人を含めて、日本軍に占領された各地域の女性たちであった。「慰安婦」たちは、軍の監視下で「慰安」を強要され、その実態は性奴隷であった。その中にはその酷い生活によって死んだ者たちや、殺された者たちもいる。生き延びることができて、置き去りにされたり、運良く故郷に戻れても、一旦「慰安婦」だったことが知られると、いずれの国においても「汚れた女性」として差別された。そのため戦後約半世紀の間、これらの女性たちは沈黙を強いられ、社会から忘れ去られてきたのである。……半世紀にわたる沈黙を破るきっかけをつくったのは、韓国の女性たちであった。一九九〇年五月、韓国の女性諸団体が日本政府に対して日本軍「慰安婦」問題の真相究明を求める声明を発表したことが、行動を起こす直接的な起爆剤となつて、アジア各地でこの問題の解決を求める運動が活発に行われるようになり、また、被害者の名乗り出を促した。……国家としてこの制

度をつくつた日本の政府に謝罪と賠償、真相究明が求められているのはいうまでもない。だが、日本政府は日韓条約等を理由に法的責任はないと主張し、その代わりに道義的責任を果たすとして国民基金を設立し、償い金支払いや首相の名による謝罪の手紙を被害者に伝達することなどの事業を行つてきた。

これで、日本政府の道義的責任は果たしたのだとする側と、あくまでも日本政府の法的責任を認めさせようとする側、初めから政府の責任はないと主張する側等々、この問題をめぐる視点や見解は様々なレベルで錯綜しているのが現状である。しかも、最近のアメリカ、オランダ、カナダ、EUの議会決議の動きに見られるように、日本政府に対して法的責任をとるべきだという声が、国際的に高まりつつある。(強調―引用者)。

この記述以降の最近の顕著な出来事を補足するならば、去年の八月に、韓国の憲法裁判所で、「慰安婦」にされた人たちの不利益を放置してきた国側の怠慢に違憲判決が出され、韓国政府がこの問題を外交問題としていかにざるを得なくなったことがある。

一九九二年に始まつた水曜デモの一〇〇〇回目を迎えた昨暮れ一月一四日の直前に来日した李明博大統領は、日本側にこの問題の解決を提起した。にもかかわらず、日本側はまたも日

韓条約で解決済みとの硬直した姿勢を踏襲、一四日にソウルの大使館前に設置された平和の碑にクレームをつけて、野田首相は碑の撤去を求める発言に終始し、この問題にまともな対応が出来なかった。政権が交代しても日本政府の旧来の対応を変えさせることが出来ないなかで、「在日特権を許さない市民の会」(在特会)という右翼団体の妨害行為が目立つようになり、またメディアにもその風潮に加担するかのような対応が目立つ。

こうした風潮のなか、日本社会の閉塞感に反発する無党派層や若者世代の期待を受けて選挙で圧勝したことに勢いを得て、民意に白紙委任を受けたかのように権力を振りかざす声の大きな政治家が、その不満のはげ口に、ナショナリズムを吹聴する。またいっそうそれを煽るかのような報道を流す大手商業紙もある(読売新聞、二〇一一年一〇月一七日社説)。

今、こうした状況のなかで、「慰安婦」問題をどのように認識し、それを解決するためにどのような努力が求められているのか、を考える。何より、運動の原点に立ち戻って、目指しているものと同じくしながら連帯できない理由は何かを考えてみる必要があるだろう。

かのカントが、双方の主張・言い分を先ず聴くための共通のアーリーナを設けたことを思い出すことがここにおいて役に立つかもしれない。そして、それを判定・判断する自らを吟味することを前提にしていたことを思い出してみることがいっそう重要である。

シンポジウムを開催する前提にあったこうした思いを共有することから企画が立てられた。

三 国民基金の設立

ここで問題になるのが、問題解決のために「女性のためのアジア平和国民基金」(国民基金)が設立されたことで運動が割れてしまったことである。一九九五年に立ち上げられた国民基金は二〇〇七年に解散し、後には「デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金」のサイトが更新されることなくそのままに残されている(<http://www.awf.or.jp/6/index.html>)。

いまなお解決のついていない問題であるにも関わらず、すでに事業としては終わったからというこの不自然な幕引きについて、国民基金設立に深く関わり、専務理事を務めた和田春樹氏・理事の大沼保昭氏に対して、運動団体関係の人々の批判が集中し、いまでもその思いを持ち続けている人たちは多い。

今回パネリストになった和田氏は、「慰安婦問題二〇年の明暗」と題するレジュメの中で、一 問題の解決とは、二 認識・教育の前進、三 謝罪と償い―分裂と達成されない目標の三つの項目をあげて、この間の整理を行っている。国民基金設立の経緯と事業実施内容についても総括しているので、あえてここに全文を引用したい。⁽²⁷⁾

慰安婦問題二〇年の明暗

和田 春樹

1 問題の解決とは 一九九〇年一〇月一七日の韓国八団体公開書簡は、強制連行認定、公式謝罪、事実全面公開、慰霊碑建設、被害者補償、歴史教育の六項目の要求を掲げた。第一項の「強制連行」は吉田清治氏の二冊の本を註にあげており、特定のイメージと結びつけすぎていたが、全体として、本質的な問題を提起したと言える。慰安婦問題の解決は、この最初の文書が示すところをさらに整理して、認識・謝罪・償い・教育の四項に帰着する。のち挺対協は責任者処罰を追加したが、より根源的には上記の四項目につきるだろう。

2 認識・教育の前進 認識と教育は、慰安婦問題とはいかなる歴史的現実であるかについて認識を確立して、日本政府にもそれを認識させ、社会的にその認識をひろめ、慰安婦現象が再現される可能性をなくすように人々の意識に働きかけていくことである。この面では過去二〇年間に大きな前進があったと認めることができる。

めざましかったのは挺対協関係者の国際活動、国連への働きかけであった。日本の吉見義明ら歴史家の努力も大きな意味をもった。ICJも積極的に努力してくれた。国連人権委員会へのクマラスワミ報告（一九九六年二月）と差別防止・保護小委員会に対するマクドゥーガル報告（一九九八年六月）は、決し

てレベルは高くないが、一定の役割を果たした。以上の活動を通じて、日本軍の慰安婦問題とはいかなる問題であるかが国際的に認知された。折りからボスニアヘルツェゴヴィナ紛争の中での政策的強姦犯罪が問題となっており、それと結びついて認識がもっとも強まった。事態の実相、被害の多面性、規模などについて、もっとも包括的な情報を提供したのは二〇〇〇年の日本軍性奴隷制に関する国際女性戦犯法廷であったと思われる。

日本政府も、一九九二年、九三年に資料の収集をおこない、その分析などから一九九三年八月四日河野洋平官房長官談話を出して、慰安婦問題についての認識を示した。政府が集めた資料はのちにアジア女性基金によって出版された。日本の中にはこの政府が示した認識に反対して、慰安婦問題を否定する立場が政界、言論界の一部に強く結集し、一九九六年より政府の立場を攻撃し始めた。二〇〇六年そのような批判者の一人安倍晋三が総理大臣になるに及んで、河野談話が取り消される危険が生まれた。これに対して憂慮する声をあげたのが二〇〇七年のアメリカ上院の決議である。反河野談話派の政治家・知識人らはワシントン・ポスト紙（六月一四日）に広告“The Facts”を出して、慰安婦はたんなる women “working under a system of licensed prostitution” つまり“prostitutes”だと宣言したのである。安倍氏は訪米して、河野談話を否定しないと米大統領に約束したが、不信は払拭されなかった。結局安倍首相は肉

体的条件の故に政権を投げ出すにいたった。

河野談話は守られた。しかし、反対派は生き延びている。このたび読売新聞は二〇一一年一〇月一七日社説で河野談話を批判した。日本の新聞にはこの読売の主張に反論する意見は全く出ていない。日本の中での認識の闘いは終わっていないのである。

3 謝罪と償い——分裂と達成されない目標 この点について、挺対協を始め、運動団体はほぼ一致した主張を出した。法的責任を認めた謝罪と国家補償を求めたのである。アジア女性基金には大多数の団体が反対した。総理の「お詫びの手紙」については、“my personal feeling”という表現を問題にし、謝罪の手紙とは認めないとした。「償い金」はすじの通らないものとして認めず、被害者が受け取らないように助言した。

これに対してフィリピンの運動体は国家補償を求めるが、アジア女性基金を受けとる被害者に対しては、申請書類の作成を援助した。被害者自身が受け取る、受け取らないを決める権利をもつという考えであった。オランダの運動家たちも同じ考えであった。

アジア女性基金は九四年六月村山内閣発足とともに、連立を組んだ三党の戦後五〇年問題プロジェクトがはじまり、そこで一二月七日に出た報告によって、設立が決まったものである。

検討の出発点は国家補償を個人に支給できないという日本政府のタテマエであった。早い段階で、八月一九日朝日新聞の一面

トップに「元慰安婦に『見舞金』」、「民間募金で基金構想、政府は事務費のみ、実質的『償い』直接補償避ける」という記事がのって、印象がつくられた。ここで与えられた枠と闘って、どこまで修正できるかが、基金に関わったものの課題であった。国家補償ができないので、国民の募金から償い金を出すという説明は最後まで基金の活動をしばらくつけ、被害者の感情を最初から傷つけたと言わねばならない。それは謝罪と償いの事業を考えるにあたっての致命的な失敗であった。

最終的な形では、基金は、「道義的立場から責任をはたす」という原則に立ち、総理の謝罪を伝え、政府と国民が協力して、国民的な償いを実行するものであった。政府の決定によって設立した財団法人だが、事業の費用はすべて政府予算によって負担され、国民からの拠金も加えられた。償いの事業は、二〇〇万円に固定した「償い金」と各国の物価水準に合わせて、変動する一二〇万円と三〇〇万円規模の医療福祉支援に分けられていた。基金の使う「償い」という言葉は「補償」という言葉と区別されて使われたが、英語では atonement と訳された。これは「贖罪」、「罪をつぐなう」という意味である。

償い金は募金額が足らなくなれば、政府が責任をとって負担するという確約をえていた。医療福祉支援は韓国台湾オランダでは個人に対して三〇〇万円が支給された。

基金は七年間でフィリピン韓国台湾の二八四人に事業を実施した。オランダには七九人に実施した。フィリピンで申請した

人々はほとんど日本軍人によって拉致連行され、一箇所に監禁され、連続的にレイプされた犠牲者であり、「性奴隷」的状况に置かれた人々であった。韓国で事業を実施した人の数は発表されていないが、一部で考えられている十数人ではなく、相当な数に上っている。しかし、その受け取りは社会的に認められていない。そして同時に認定被害者の過半の人々が受け取りを拒否したという事実が絶対的である。また韓国では基金を受け取らないと誓約した被害者に韓国政府が三四〇万円の一時金を支給したが、事態をいっそう複雑にしている。その意味で日本政府は韓国の被害者に対する事業をやり終えていないと言わなければならない。

アジア女性基金を批判した運動団体は、二〇〇〇年四月から戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の実現を目指した。二〇〇三年より六年までは毎年岡崎トミ子議員が中心となって参議院で議員立法で提案した。この法案は道義的責任論に立脚しており、アジア女性基金の事業の対象にならなかつた被害者を対象にするものだった。だが、この法案は民主党のマニフェストにはふくめられなかった。二〇〇九年民主党政権が誕生し、提案議員も入閣したが、この法案は顧みられていない。民主党が政権与党となると、党内の反対意見が深刻な問題となり、党議をまとめることができなないのである。

法的責任論と道義的責任論の対立をのりこえることができなかつた二〇年だつたと言わざるを得ない（三月一〇日のレジュ

メ・資料集より）（強調引用者）。

紙数の関係で、他のパネリストの発表内容は割愛するが、その氏名と報告テーマとプロフィールを当日の資料集より簡単に紹介しておきたい。

「パネリストの報告テーマとプロフィール」

鄭袖鎮（ちよん ゆじん）『国民基金』をめぐる再現の政治学」

大阪大学大学院文学研究科博士後期課程単位修得退学。痛みが痛みとして意味化する文脈と痛みを言葉で表現することについて考察してきた。共著に『東アジアの冷戦と国家テロリズム』（御茶の水書房、二〇〇四年）、『現代沖縄の歴史経験——希望、あるいは未決定性について——』（青弓社、二〇一〇年）など。

花房恵美子 「閔釜裁判を支援して——原告ハルモニたちとの二〇年を振り返って」

一九四八年生まれ、福岡在住、精進自然食料理屋「花ふさ」自営。九二年より「閔釜裁判を支援する会」事務局。下関判決で「慰安婦」原告勝訴するも二〇〇一年広島高裁で敗訴、二〇〇三年最高裁で棄却される。以後、立法運動に軸足を移し、「早よつくろう！」「慰安婦」問題解決法・ネットふくおか」設立。二〇一〇年に「日本軍『慰安婦』問題解決全国行動二〇一〇」を全国の人々と共に発足させ、活動している。

岡野八代 「修復的正義——国民基金が閉ざした未来」

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教員。

『法の政治学——法と正義とフェミニズム』（青土社、二〇〇二年）以来、西洋政治思想史とフェミニズム理論のあいだで、「慰安婦」問題をめぐる法と正義の議論を展開。『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』（みすず書房、二〇一二年）では、国家に独占された正義論ではなく、ケアの倫理から「慰安婦」問題解決の糸口を探っている。

朴裕河 「問題はどこにあったのか」

日本近代文学研究者。世宗大学（韓国）日本文学科教授。

日本文学をもとに、近代歴史がアジア地域にもたらした葛藤とその修復について考察してきた。著書に『反日ナショナリズムを超えて』（けやき堂、二〇〇五年）、『和解のために——教科書・慰安婦・靖国・竹島』（平凡社、二〇〇六年）、『ナショナルアイデンティティとジェンダー』（クレイン、二〇〇七年）、『東アジア歴史認識論争のメタヒストリー』（共著）（青弓社、二〇〇八年）など。

戸塚悦朗 「和解の条件——真実とプロセス——」

一九四二年生まれ。国際人権法政策研究所事務局長。

博士（国際関係学）。英国王立精神科医学会名誉フェロー。元弁護士。神戸大学大学院（国際協力研究科法文化論講座助教授）を経て龍谷大学（法学部・法科大学院教授。二〇一〇年定年退職）。国際人権法政策研究所事務局長。JFORジュネーブ国連首席代

表。著者…『日本が知らない戦争責任』（現代人文社、二〇〇八年）、『国際人権法入門』（明石書店、二〇〇三年）、『ILOとジェンダー』（日本評論社、二〇〇六年）、『国連人権理事会』（日本評論社、二〇〇九年）。

あとがきにかえて

折りしも3・11の東日本大震災から一年になるうとする今、被災し、被曝した「フクシマ」の人たちに対して、被災地から避難した人たちと、被災地を離れることなく、そこで生活を続け、除染しつつ復興を担っていくうとする人たちをめぐって、支援の活動が二分されてしまっている実情があるのを見るとき、このように支援が二分される構図が、「慰安婦問題」の解決を求めてきた人たちの支援活動が迎ってきた道筋に、見事に重なってくるのに心穏やかではいられない。

また、「アラブの春」の行方を追っていくとき、エジプトやリビアのように独裁政権を倒した後の混乱が新たなリスクを生み出している。また大国の利害が交錯するなかで、連日政府軍が市民に発砲を繰り返して独裁政権の激しい市民弾圧が続くシリアの報道が伝えられる現実がある。

こうした問題状況をも視野に入れながら、二〇世紀の全体主義の恐怖政治を体験したアーレントが述べる「世界への愛 Amor Mundi」を振り返って、改めて問題解決の糸口として今

後もこれをベースに「用心深い加担」を考えていきたいと思っ
ているが、しかし、われわれはいつまでもただ用心深い加担者
として判定者や観察者でいることはできないだろう。アウグス
ティヌス論で見たように「世界に抵抗し、間接的に関わる」と
は単に世界への反発や他者への応答を意味しない。阿部の指摘
するとおり、われわれが社会へ毅然と抵抗するのみならず自己
自身へと立ち帰り、「判断する自己」の吟味⁽²⁸⁾がなされてはじめ
て、「慰安婦」問題解決のための強固な連帯が可能となるだろ
う。運動の原点に戻って要請されているのは、世界内に存在す
ることで道義的責任を一人一人が負っているということを確認
に自覚できる倫理的主体の形成である。このシンポジウムから
どのような一歩を踏み出していくかが次の課題である。

注

- (1) 国際法学者の戸塚悦朗氏は、「日韓基本条約にあるこれ
すべて解決済みという文言を訂正する効力」のある説得的な
論理として、「すべて」ということは、協定で決めたことの
範囲内の「すべて」のことで、その他のことは含まれていな
いという点に、法曹関係者は気づく必要があると述べてい
る。(http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/
10519/768/1/r-ho_042_01_008.pdf)
- (2) H. Arendt and K. Jaspers, *Correspondence 1926-1969*
1992: 264. フーレントからヤスマースへの一九五五年八月六
日付けの手紙。次の一節がある(日本語訳は岡野)。

I've begun so late, really only in recent years, to truly
love the world that I shall be able to do that now. Out
of gratitude, I want to call my book on political
theories "Amor Mundi." (邦訳フーレントとヤスマー
ス往復書簡②「みずす書房」二〇〇四年「四一ページ」
[Arendt 1929])

(3) 岡野「人間の条件と物語論の接点」(『立命館法学』二〇
〇〇年六号(二七四号))注19「フーレントの言葉に従えば、
アウグスティヌスは「ある点で、記録された歴史上どのほか
の時代にもましてわたしたち自身の時代と似ている時代に生
き」加えて、わたしたちを襲った終焉とおそらくよく似た、
破滅的な終焉の衝撃の只中で執筆しつづいた」[Arendt 1994:
321]。

- (5) [Young-Bruehl 1982: 71, 76/118, 125].
- (6) 同上 [Bowen-Moore 1989: 16]。強調は引用者(＝岡
野)。
- (7) [Arendt 1929] 邦訳：二六七ページ。
- (8) 同上「二四〇ページ」。
- (9) 阿部里加「ハンナ・フーレントにおける私的なものの再解
釈——否定性に立脚する自己の持続と世界疎外」の第五章
『アウグスティヌスの愛の概念』(博士論文、一橋大学、二〇
一一年)。
- (10) 同上「九四ページ」。
- (11) 同上「一〇五ページ」[Arendt 1929: 42]。
- (12) 同上「一〇五ページ」。

- (13) 同上、一〇五ページ。
- (14) 同上、一四二―一三ページ。
- (15) 同上、九四ページ。世界から離れて自らの存在を自覚することは、直ちに政治的実践の否定を意味せず、むしろ実践活動を再構築するために必要な批判のプロセスであると考えられる。
- (16) デイッシュはこのときの演説と演説をしたときのアーレントの心の動きについて、ヤスバースが彼女の夫ハインリヒ・ブリュッヒャーへの手紙の中で「彼女は、以前よりも遠く離れ去ってしまった、ドイツに無関心になってきました。そのことは、わたしになにかしらの苦痛を与えます。わたしが感じるのは、彼女は自分を誤って考えているということです。たとえ、君といっしょに、彼女がその地にしっかりと自分の足で立つことのできる国を手にしたのが本当であつたとしても、その地は彼女の起源である土台が奪われている地なのだ(『Correspondence 383-84』)と書き送っていることを指摘している。デイッシュはしかし同時にアーレントが、ヤスバースの読み難い筆跡の手紙を夫のために書き取っていることについて、それは「友情からの行為であり、加担を実践しているのではなく、和解の実践である」と述べている(『Dish 1995: 289』邦訳二七〇―二七一ページ)。
- (17) H・アーレント『暗い時代の人々』阿部斉訳、河出書房新社、一九八六年、邦訳：三三一―三二ページ。
- (18) 『Arendt 1968: 3』 同上(邦訳：「レッシング考」阿部斉訳、河出書房新社、一九七二年、一―二二ページ)。
- (19) 『Arendt 1968: 5, 14』 同上 邦訳：一三三ページ。
- (20) 『Arendt 1968: 14』 同上 邦訳：一四二ページ。
- (21) 『Dish 1995: 289』 邦訳：「暗い時代」の友愛について二四五―二四六ページ。
- (22) 『Dish 1995: 289』 同上 邦訳：二四五―二四六ページ。
- (23) 『Dish 1995: 290』 同上 邦訳：二四六―二四七ページ。
- (24) 亀喜信『ハンナ・アーレント——伝えることの人間学』(世界思想社、二〇一〇年)三一―三二ページ。この点で阿部の見解は異なる。罪(Schuld)は責任・負目でもアウグスティヌス論では重要視されていることを彼女は強調する。
- (25) 同上 三一―三二ページ(亀喜はここで、引用の原注として「Ronald Beiner, "Love and Worldliness: Hannah Arendt's Reading of Saint Augustine," in Larry May & Jerome Kohn (eds.), Hannah Arendt, Twenty Years Later, The MIT Press, 1997, pp. 280-281」を挙げ、先のアーレントからヤスバースへの手紙の「世界への愛」を取り上げている)。
- (26) 山下英愛『ナショナリズムの狭間から』(明石書店、二〇〇八年)八―九ページ。
- (27) 和田氏は当日、さらにこのレジュメをもとに詳しく持論を展開している。それについては今後刊行予定の当日の記録集に掲載する。
- (28) 3月10日のシンポジウムは、混乱もなく、企画した意図に概ね沿う形で、無事に終了することが出来た。新たなスタートを切ったことで、この日の記録集を作ることが次の仕事と

して、スタートしてゐる。二〇一二年内を冊子として刊行予定である。なおWAN(ワイメンズマシヨンネットワーク)のホートン・ミッチェル、岡野八代が『ミンホジマツの報告』を掲載している。(http://wan.or.jp/reading/?p=6633)

参考文献

- Arendt, Hannah and Jaspers, Karl [1992] *Correspondence 1926-1969*, ed. by L. Kohler and H. Saner, trans. by Robert and Rita Kimber (New York and London : Harcourt Brace Jovanovich) (『ヘレンントーキス・ブリス往復書簡1926-1969』一―三巻、L・ケーラー、H・ギナー編、大島かおり訳、みちす書房、二〇〇四年)。
- Arendt, Hannah [1994 (1954)] "Understanding and Politics," ed. by Jerome Kohn, *Essays in Understanding 1930-1954* (New York and London : Harcourt Brace & Company).
- Arendt, Hannah [1968] *Men in the Dark Times* (New York : Harcourt, Brace & World, Inc. 阿部斉訳『暗く時代の人々』(河出書房新社、一九八六年)。
- Arendt, Hannah [1929] *IBA = Die Liebesbegriff bei Augustin* : *Versuch einer Philosophischen Interpretation* (Berlin: Verlag von Julius Springer) (『トマス・アクアナスの愛の概念』千葉眞訳、みちす書房、二〇一二年)。
- Young-Bruhel, Elisabeth [1982] *Hannah Arendt : For Love of the World* (New Haven : Yale University Press) (『サハス・ヤング・ブルヘル『ハンナ・アーレント伝』荒川幾男・原一子・本間直子・宮内寿子訳、晶文社、一九九九年)。
- Bowen—Moore, Patricia [1989] *Hannah Arendt's Philosophy of Natality* (London : Macmillan Press).
- FIHA = *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*, ed. by Bonnie Honig, Penn State Press, [1995] ホーリー・ホーリマン編『ハンナ・アーレントとフェミニズム』岡野八代・志水紀代子訳、未來社、二〇〇一年)。
- Disch, Lisa J. [1995] "On Friendship in 'Dark Times'," ed. by Bonnie Honig, *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*, (Penn State Press) (リサ・J・ディッシュが「暗く時代の」の友愛について「ホーリー・ホーニッツ編『ハンナ・アーレントとフェミニズム』岡野八代・志水紀代子訳、未來社、二〇〇一年)。

(こみち キョウジ・追手門学院大学)